

第 187 号 (令和 7 年 1 月 15 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【告示】

△	市税に関する申告期限等の指定【財政局税制課】	4
△	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間の指定【財政局固定資産税課】	6
△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	7
△	生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	9
△	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	10
△	生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】	34
△	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	35
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】	36
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	38
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】	40
△	指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定【健康福祉局高齢施設課】	41
△	同 【健康福祉局高齢施設課】	42
△	横浜港臨港地区内の分区の指定の一部改正【港湾局政策調整課】	43

【公告】

△	男女共同参画センターの指定管理者の指定【政策経営局男女共同参画推進課】	45
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	46
△	公園の指定管理者の指定【みどり環境局公園緑地管理課】	47
△	公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	50
△	横浜自然観察の森の指定管理者の指定【みどり環境局環境活動事業課】	51
△	市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【みどり環境局農政推進課】	52
△	土地改良区の役員退任の届出【みどり環境局農政推進課】	55
△	土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】	56
△	同 【みどり環境局水・土壌環境課】	57
△	排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	58
△	横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	59
△	横浜国際港都建設計画都市再開の方針の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	61
△	横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	63
△	横浜国際港都建設計画防災街区整備方針の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	65
△	横浜国際港都建設計画区域区分の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	67
△	横浜国際港都建設計画用途地域の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	69
△	横浜国際港都建設計画高度地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	71
△	横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	73
△	横浜国際港都建設計画緑化地域の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	75

△ 建築協定の認可【建築局建築企画課】	77
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	78
△ 同【建築局調整区域課】	79
△ 同【建築局調整区域課】	80
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	81
△ 同【建築局調整区域課】	82
△ 同【建築局調整区域課】	83
△ 同【建築局調整区域課】	84
△ 同【建築局調整区域課】	85
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	86
△ 同【建築局建築指導課】	87
△ 同【建築局建築指導課】	88
△ 同【建築局建築指導課】	89
△ 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所【都市整備局市街地整備調整課】	90
△ 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定【都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所】	91
△ 横浜港港湾計画の変更の概要【港湾局政策調整課】	92
【区告示】	
△ 地縁による団体の認可【旭区地域振興課】	93
△ 避難指示の解除【保土ヶ谷区総務課】	94
【区公告】	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【戸塚区総務課】	95
【消防局】	
△ 職員の懲戒処分【人事課】	96
△ 横浜市民防災センターにおける空地活用事業者の募集に関する一般競争入札の施行【総務課】	97
【水道局】	
△ 水道局所有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【資産活用課】	100
【交通局】	
△ 指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【自動車本部営業課】	104
【医療局病院経営本部】	
△ 横浜市医療局病院経営本部職員の特種勤務手当に関する規程の一部を改正する規程【人事課】	105
【教育委員会】	
△ 横浜市内図書館の指定管理者の指定【中央図書館企画運営課】	107
【市選挙管理委員会】	
△ 補欠選挙を行うべき事由の発生【選挙課】	108
△ 選挙人名簿の登録についての被登録資格の決定の基準となる日等【選挙課】	109
【区選挙管理委員会】	
△ 委員長等の氏名【戸塚区】	110
△ 同【栄区】	111
△ 同【泉区】	112
△ 同【神奈川区】	113
△ 同【鶴見区】	114
△ 委員の補欠【鶴見区】	115
△ 委員長等の氏名【西区】	116

△	同	【中区】	117
△	同	【磯子区】	118
【市会】			
△	令和 6 年第 4 回市会定例会会議事項（第 1 日）【議事課】		119
△	令和 6 年第 4 回市会定例会会議事項（第 2 日）【議事課】		120
△	令和 6 年第 4 回市会定例会会議事項（第 3 日）【議事課】		122
△	令和 6 年第 4 回市会定例会会議事項（第 4 日）【議事課】		123

告示

横浜市告示第 445 号（令和 6 年 12 月 25 日 掲示 済）

市税に関する申告期限等の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月 横浜市条例第 34 号）第 18 条第 3 項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長（令和 6 年 1 月 横浜市告示第 9 号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るものについては、次に掲げるとおりとする。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市長 山中竹春

都道府県名	指定地域
石川県	七尾市及び羽咋郡志賀町

対象となる申告期限等	期別	指定する期日
令和 5 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	第 3 期	令和 7 年 1 月 31 日
	第 4 期	
令和 6 年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	第 1 期	令和 7 年 2 月 28 日
	第 2 期	
	第 3 期	
	第 4 期	
令和 5 年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納期限	第 4 期	令和 7 年 1 月 31 日
令和 6 年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納期限	第 1 期	
	第 2 期	
	第 3 期	
	第 4 期	
令和 5 年度分及び令和 6 年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納期限	令和 7 年 1 月 10 日までに納期限が到来するもの	
上記以外の納期限	令和 7 年 1 月 30 日までに納期限が到来するもの	

上記以外の申告期限等	令和 7 年 1 月 30 日 までに申告期限等 が到来するもの
------------	--

横 浜 市 告 示 第 446 号 (令 和 6 年 12 月 27 日 掲 示 済)

土 地 価 格 等 縦 覧 帳 簿 及 び 家 屋 価 格 等 縦 覧 帳 簿 の 縦 覧 期 間
の 指 定

令 和 6 年 度 の 土 地 価 格 等 縦 覧 帳 簿 及 び 家 屋 価 格 等 縦 覧 帳 簿 の 縦 覧
期 間 の 延 長 (令 和 6 年 4 月 横 浜 市 告 示 第 107 号) に お い て 別 途 告 示
で 定 め る こ と と さ れ て い る 期 日 の う ち 、 次 に 掲 げ る 地 域 に 住 所 等 を
有 す る 者 に つ い て の 土 地 価 格 等 縦 覧 帳 簿 及 び 家 屋 価 格 等 縦 覧 帳 簿 の
縦 覧 期 間 は 、 令 和 7 年 1 月 31 日 ま で と す る 。

令 和 6 年 12 月 27 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

都 道 府 県 名	指 定 地 域
石 川 県	七 尾 市 及 び 羽 咋 郡 志 賀 町

横浜市告示第 1 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 21 年 2 月横浜市告示第 43 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 11 月 12 日	特定非営利活動法人国際連合世界食糧計画 W F P 協会	西区みなとみらい一丁目 1 番 1 号	(新) 平成 20 年 1 月 1 日から令和 11 年 8 月 31 日まで
			(旧) 平成 20 年 1 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

2 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 22 年 2 月横浜市告示第 33 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 11 月 18 日	学校法人日本体育大学	東京都世田谷区深沢 7 丁目 1 番 1 号	(新) 平成 21 年 1 月 1 日から令和 11 年 11 月 17 日まで
			(旧) 平成 21 年 1 月 1 日から令和 6 年 11 月 17 日まで

3 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 26 年 3 月横浜市告示第 144 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 11 月 15 日	学校法人中央大学	東京都八王子市東中野 742 番地の 1	(新) 平成 25 年 1 月 1 日から令和 11 年 11 月 14 日まで
			(旧) 平成 25 年 1 月 1 日から令和 6 年 11 月 14 日まで

			日 まで
--	--	--	------

横浜市告示第 2 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 10 月 1 日	株式会社木下 下の介護	東京都新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号	木下の介護グループホーム 泉	泉区和泉中央南五丁目 23 番 12 号

2 介護予防事業者（介護予防認知症対応型共同生活介護）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 10 月 1 日	株式会社木下 下の介護	東京都新宿区西新宿 6 丁目 5 番 1 号	木下の介護グループホーム 泉	泉区和泉中央南五丁目 23 番 12 号

横浜市告示第 3 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 29 年 4 月 3 日	(新) 医療法人 光陽会	(新) 磯子区磯子 二丁目 20 番 45 号	ハートケア つくし	磯子区広地町 7 番 12 号
	(旧) 医療法人 関東病院（ 財団）	(旧) 磯子区原町 3 番 20 号		
令和 6 年 4 月 16 日	株式会社 R u t i l e	鶴見区仲通 3 丁目 78 番地の 6	輝	(新) 鶴見区鶴見 中央四丁目 16 番 1 号
				(旧) 鶴見区下野 谷町 4 丁目 14 8 番地
令和 6 年 9 月 12 日	一般社団法人 横浜市青 葉区医師会	青葉区あざみ 野二丁目 31 番 地の 1	青葉区医師 会訪問介護 ステーション	(新) 青葉区田奈 町 13 番地の 1
				(旧) 青葉区荏田 北三丁目 8 番 地の 6

2 居宅介護事業者（訪問入浴介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成 29 年 4 月 3 日	(新) 医療法人 光陽会	(新) 磯子区磯子 二丁目 20 番 45 号	ハートケア つくし	磯子区広地町 7 番 12 号
	(旧) 医療法人 関東病院（ 財団）	(旧) 磯子区原町 8 番 20 号		

3 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
-------	--------	------------	------------	-------------

令和 6 年 11 月 1 日	株式会社 L A R A	港南区丸山台 三丁目 41 番 17 号	(新) n u r s e ら ら	(新)保土ヶ谷区 星川三丁目 8 番 1 号
			(旧)訪問看護 ステーション ら ら	(旧)保土ヶ谷区 仏向町 40 番地 の 1

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事業 所の所在地
令和 6 年 9 月 9 日	日本調剤株 式会社	(新)東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤東 中町薬局	鶴見区市場東 中町 8 番 7 号
		(旧)東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤リ コパ鶴見薬 局	鶴見区鶴見中 央三丁目 15 番 30 号
		(旧)東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤鶴 見駅前薬局	鶴見区鶴見中 央四丁目 1 番 3 号
		(旧)東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤鶴 見西口薬局	鶴見区豊岡町 17 番 2 号
		(旧)東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤大 口薬局	神奈川区入江 二丁目 19 番 18 号
		(旧)東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区	日本調剤新	神奈川区新子

		芝 5 丁目 33 番 11 号	子安薬局	安一丁目 2 番 4 号
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤鶴 屋町薬局	神奈川県鶴屋 町 2 丁目 25 番 地の 1
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤東 神奈川薬局	神奈川県西神 奈川一丁目 6 番地の 1
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤 M M パーク薬 局	西区みなとみ らい三丁目 6 番
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤み なとみらい 薬局	西区みなとみ らい三丁目 7 番 3 号
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤元 久保薬局	西区元久保町 6 番 7 号
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤元 町通り薬局	中区石川町 1 丁目 11 番地
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1		

		丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤野毛薬局	中区野毛町 3 丁目 160 番地の 4
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤関内駅前薬局	中区真砂町 2 丁目 26 番地
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤元町薬局	中区山下町 27 番地
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	株式会社ウッドビレッジ	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤横浜山手薬局	中区大和町 1 丁目 6 番地の 4
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	日本調剤株式会社	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤石川町薬局	中区吉浜町 1 番地の 9
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤浦舟薬局	南区浦舟町 4 丁目 47 番地
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤弘明寺薬局	南区弘明寺町 134 番地

		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤上大岡駅前薬局	港南区上大岡西一丁目 12 番 11 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤上大岡薬局	港南区上大岡西一丁目 16 番 17 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤芹が谷薬局	港南区芹が谷二丁目 5 番 3 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤上永谷駅前薬局	港南区丸山台二丁目 1 番 1 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤天王町薬局	保土ヶ谷区天王町 2 丁目 38 番地の 3
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤星川調剤薬局	保土ヶ谷区星川二丁目 4 番 1 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区	日本調剤中	旭区中尾二丁

		芝 5 丁目 33 番 11 号	尾 薬 局	目 2 番 21 号
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日 本 調 剤 希 望 ヶ 丘 薬 局	旭 区 東 希 望 が 丘 100 番 地 の 19
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日 本 調 剤 二 俣 川 駅 前 薬 局	旭 区 二 俣 川 1 丁 目 6 番 地 の 1
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日 本 調 剤 二 俣 川 薬 局	旭 区 二 俣 川 1 丁 目 45 番 地 の 43
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日 本 調 剤 根 岸 薬 局	磯 子 区 東 町 15 番 32 号
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日 本 調 剤 金 沢 文 庫 薬 局	金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 11 番 1 号
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日 本 調 剤 能 見 台 薬 局	金 沢 区 能 見 台 通 4 番 1 号
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1		

		丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤市大福浦薬局	金沢区福浦三丁目 9 番地
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤六浦薬局	金沢区六浦東一丁目 22 番 24 号
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤大倉山薬局	港北区大倉山三丁目 1 番 3 号
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤妙蓮寺薬局	港北区菊名一丁目 9 番 10 号
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤きしね薬局	港北区篠原町 1,129 番地の 1
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤下田町薬局	港北区下田町二丁目 7 番 10 号
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤新横浜薬局	港北区新横浜二丁目 12 番地の 8

		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤港北薬局	港北区新横浜二丁目 14 番地の 6
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤綱島西薬局	港北区綱島西二丁目 12 番 10 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤慶應日吉薬局	港北区日吉四丁目 1 番 1 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤横浜本町薬局	港北区日吉本町一丁目 4 番 19 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤日吉薬局	港北区箕輪町一丁目 24 番 9 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤ながつた薬局	緑区長津田三丁目 5 番 1 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区	日本調剤み	緑区長津田み

		芝 5 丁目 33 番 11 号	なみ台薬局	なみ台四丁目 4 番地の 4
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤中 山駅前薬局	緑区中山町 15 7 番地
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤青 葉台薬局	青葉区青葉台 二丁目 10 番地 の 1
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤新 あざみ野薬 局	青葉区あざみ 野一丁目 9 番 地の 15
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤あ ざみ野薬局	青葉区あざみ 野一丁目 10 番 地の 5
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤新 石川薬局	青葉区新石川 二丁目 3 番地 の 3
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤た まプラーザ 薬局	青葉区新石川 二丁目 4 番地 の 16
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1		

		丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤藤が丘薬局	青葉区藤が丘一丁目 28 番地の 7
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤横浜センター薬局	都筑区川向町 1,000 番地の 1
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤ふれあいの丘薬局	都筑区葛が谷 8 番 10 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤新ふれあいの丘薬局	都筑区葛が谷 15 番 30 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤センター南薬局	都筑区茅ヶ崎中央 1 番 1 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤戸塚薬局	戸塚区汲沢町 87 番地
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤東戸塚調剤薬局	戸塚区品濃町 535 番地の 2

		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤南戸塚薬局	戸塚区戸塚町 425 番地の 1
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤戸塚駅前薬局	戸塚区戸塚町 4,018 番地の 1
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤戸塚原宿薬局	戸塚区原宿四丁目 15 番 7 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤大正薬局	戸塚区原宿四丁目 16 番 1 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤泉山手台薬局	泉区弥生台 29 番地の 10
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤瀬谷三ツ境薬局	瀬谷区三ツ境 5 番地の 1
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		

5 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 5 年 11 月 1 日	株式会社昌英	港北区高田東四丁目 6 番 12 号	(新) ショウエイ総合リハビリステーション	港北区高田東四丁目 6 番 12 号
			(旧) 介護総合リハビリテーション たかた	
令和 6 年 8 月 1 日	株式会社ビックハート	栄区本郷台二丁目 6 番 17 号	(新) デイサービ斯拉クナールネクスト	栄区本郷台二丁目 6 番 17 号
			(旧) デイサービシルバーシエル	
令和 6 年 9 月 24 日	有限会社リズム	(新) 南区宮元町 1 丁目 9 番地の 1	デイサービスセンター りずむ	(新) 南区宮元町 1 丁目 9 番地の 1
		(旧) 南区井土ケ谷下町 3 番地の 2		(旧) 南区井土ケ谷下町 3 番地の 2

6 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成 29 年 4 月 3 日	(新) 医療法人 光陽会	(新) 磯子区磯子二丁目 20 番 45 号	ハートケアつくし	磯子区広地町 7 番 12 号
	(旧) 医療法人 関東病院 (財団)	(旧) 磯子区原町 3 番 20 号		
令和 6 年 1 月 1 日	株式会社 G C I	都筑区荏田南一丁目 3 番 13 号	(新) G C I ケアリング 芍薬	(新) 神奈川区三ツ沢下町 6 番 16 号
			(旧) G C I ケアリング	(旧) 都筑区荏田南一丁目 3 番 13 号
令和 6 年	株式会社 P	青葉区すすき	(新) ケアプラ	青葉区すすき

8 月 1 日	M & R	野二丁目 6 番地の 10	ンよつ葉 (旧)すすき野 居宅介護支 援事業所	野二丁目 5 番地の 4
令和 6 年 9 月 24 日	有限会社リ ズム	(新)南区宮元町 1 丁目 9 番地 の 1	りずむ・居 宅介護支援 みなみ	(新)南区宮元町 1 丁目 9 番地 の 1
		(旧)南区井土ケ 谷下町 3 番地 の 2		(旧)南区井土ケ 谷下町 3 番地 の 2
令和 6 年 11 月 1 日	株式会社ひ とはな	瀬谷区阿久和 西三丁目 3 番 地の 4	(新)ひとはな とつか	(新)戸塚区原宿 三丁目 5 番 24 号
			(旧)介護相談 センターひ とはなとつ か	(旧)戸塚区原宿 二丁目 15 番 1 号

7 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 6 年 11 月 1 日	株式会社 L A R A	港南区丸山台 三丁目 41 番 17 号	(新) n u r s e らら	(新)保土ケ谷区 星川三丁目 8 番 1 号
			(旧)訪問看護 ステーション らら	(旧)保土ケ谷区 仏向町 40 番地 の 1

8 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月 日	事業者の名 称	主たる事務所 の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和 6 年 9 月 9 日	日本調剤株 式会社	(新)東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤東 中町薬局	鶴見区市場東 中町 8 番 7 号
		(旧)東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤リ コパ鶴見薬 局	鶴見区鶴見中 央三丁目 15 番 30 号
		(旧)東京都千代 田区丸の内 1		

		丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤鶴見駅前薬局	鶴見区鶴見中央 4 丁目 1 番 3 号
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤鶴見西口薬局	鶴見区豊岡町 17 番 2 号
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤大口薬局	神奈川区入江 2 丁目 19 番 18 号
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤新子安薬局	神奈川区新子安 1 丁目 2 番 4 号
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤鶴屋町薬局	神奈川区鶴屋町 2 丁目 25 番地 の 1
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤東神奈川薬局	神奈川区西神奈川 1 丁目 6 番地 の 1
		(旧)東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新)東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤 M M パーク薬局	西区みなとみらい 3 丁目 6 番

		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤みなとみらい薬局	西区みなとみらい三丁目 7 番 3 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤元久保薬局	西区元久保町 6 番 7 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤元町通り薬局	中区石川町 1 丁目 11 番地
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤野毛薬局	中区野毛町 3 丁目 160 番地の 4
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤関内駅前薬局	中区真砂町 2 丁目 26 番地
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤元町薬局	中区山下町 27 番 3 番地
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	株式会社ウ	(新) 東京都港区	日本調剤横	中区大和町 1

	ッドビレッ ジ	芝 5 丁目 33 番 11 号 (旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	浜 山 手 薬 局	丁 目 6 番 地 の 4
同	日 本 調 剤 株 式 会 社	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号 (旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	日 本 調 剤 石 川 町 薬 局	中 区 吉 浜 町 1 番 地 の 9
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号 (旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	日 本 調 剤 浦 舟 薬 局	南 区 浦 舟 町 4 丁 目 47 番 地
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号 (旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	日 本 調 剤 弘 明 寺 薬 局	南 区 弘 明 寺 町 134 番 地
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号 (旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	日 本 調 剤 上 大 岡 駅 前 薬 局	港 南 区 上 大 岡 西 一 丁 目 12 番 11 号
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号 (旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	日 本 調 剤 上 大 岡 薬 局	港 南 区 上 大 岡 西 一 丁 目 16 番 17 号
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号 (旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号	日 本 調 剤 芹 が 谷 薬 局	港 南 区 芹 が 谷 二 丁 目 5 番 3 号

		丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤上永谷駅前薬局	港南区丸山台二丁目 1 番 1 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤天王町薬局	保土ヶ谷区天王町 2 丁目 38 番地の 3
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤星川調剤薬局	保土ヶ谷区星川二丁目 4 番 1 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤中尾薬局	旭区中尾二丁目 2 番 21 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤希望ヶ丘薬局	旭区東希望が丘 100 番地の 19
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤二俣川駅前薬局	旭区二俣川 1 丁目 6 番地の 1
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤二俣川薬局	旭区二俣川 1 丁目 45 番地の 43

		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤根岸薬局	磯子区東町 15 番 32 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤金沢文庫薬局	金沢区泥亀二丁目 11 番 1 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤能見台薬局	金沢区能見台通 4 番 1 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤市大福浦薬局	金沢区福浦三丁目 9 番地
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤六浦薬局	金沢区六浦東一丁目 22 番 24 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤大倉山薬局	港北区大倉山三丁目 1 番 3 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区	日本調剤妙	港北区菊名一

		芝 5 丁目 33 番 11 号	蓮 寺 薬 局	丁 目 9 番 10 号
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日 本 調 剤 き し ね 薬 局	港 北 区 篠 原 町 1,129 番 地 の 1
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日 本 調 剤 下 田 町 薬 局	港 北 区 下 田 町 二 丁 目 7 番 10 号
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日 本 調 剤 新 横 浜 薬 局	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 12 番 地 の 8
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日 本 調 剤 港 北 薬 局	港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 14 番 地 の 6
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日 本 調 剤 綱 島 西 薬 局	港 北 区 綱 島 西 二 丁 目 12 番 10 号
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1 丁 目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東 京 都 港 区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日 本 調 剤 慶 應 日 吉 薬 局	港 北 区 日 吉 四 丁 目 1 番 1 号
		(旧) 東 京 都 千 代 田 区 丸 の 内 1		

		丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤横浜本町薬局	港北区日吉本町一丁目 4 番 19 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤日吉薬局	港北区箕輪町一丁目 24 番 9 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤ながつた薬局	緑区長津田三丁目 5 番 1 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤みなみ台薬局	緑区長津田みなみ台四丁目 4 番地の 4
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤中山駅前薬局	緑区中山町 15 番地 7
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤青葉台薬局	青葉区青葉台二丁目 10 番地の 1
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤新あざみ野薬局	青葉区あざみ野一丁目 9 番地の 15

		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤あざみ野薬局	青葉区あざみ野一丁目 10 番地の 5
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤新石川薬局	青葉区新石川二丁目 3 番地の 3
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤たまプラーザ薬局	青葉区新石川二丁目 4 番地の 16
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤藤が丘薬局	青葉区藤が丘一丁目 28 番地の 7
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤横浜センター薬局	都筑区川向町 1,000 番地の 1
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤ふれあいの丘薬局	都筑区葛が谷 8 番 10 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区	日本調剤新	都筑区葛が谷

		芝 5 丁目 33 番 11 号	ふれあいの 丘薬局	15 番 30 号
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤セ ンター南薬 局	都筑区茅ヶ崎 中央 1 番 1 号
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤戸 塚薬局	戸塚区汲沢町 87 番地
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤東 戸塚調剤薬 局	戸塚区品濃町 535 番地の 2
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤南 戸塚薬局	戸塚区戸塚町 425 番地の 1
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤戸 塚駅前薬局	戸塚区戸塚町 4,018 番地の 1
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区 芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤戸 塚原宿薬局	戸塚区原宿四 丁目 15 番 7 号
		(旧) 東京都千代 田区丸の内 1		

		丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤大正薬局	戸塚区原宿四丁目 16 番 1 号
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤泉山手台薬局	泉区弥生台 29 番地の 10
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		
同	同	(新) 東京都港区芝 5 丁目 33 番 11 号	日本調剤瀬谷三ツ境薬局	瀬谷区三ツ境 5 番地の 1
		(旧) 東京都千代田区丸の内 1 丁目 9 番 1 号		

9 介護予防支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 6 年 8 月 1 日	株式会社 P M & R	青葉区すすき野二丁目 6 番地の 10	(新) ケアプラヨンよつ葉	青葉区すすき野二丁目 5 番地の 4
			(旧) すすき野居宅介護支援事業所	

10 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 6 年 9 月 12 日	一般社団法人横浜市青葉区医師会	青葉区あざみ野二丁目 31 番地の 1	青葉区医師会訪問介護ステーション	(新) 青葉区田奈町 13 番地の 1
				(旧) 青葉区荏田北三丁目 8 番地の 6

11 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所	介護予防・	介護予防・日
-------	--------	--------	-------	--------

日	称	の所在地	日常生活支援総合事業所の名称	常生活支援総合事業所の所在地
令和 5 年 11 月 1 日	株式会社昌英	港北区高田東 四丁目 6 番 12 号	(新) ショウエ イ総合リハ ビリステー ション	港北区高田東 四丁目 6 番 12 号
			(旧) 介護総合 リハビリス テーション たかた	
令和 6 年 8 月 1 日	株式会社ビ ックハート	栄区本郷台二 丁目 6 番 17 号	(新) デイサー ビスラクナ ールネク スト	栄区本郷台二 丁目 6 番 17 号
			(旧) デイサー ビスシルバ ーシエル	
令和 6 年 9 月 24 日	有限会社リ ズム	(新) 南区宮元町 1 丁目 9 番地 の 1	デイサービ スセンター りずむ	(新) 南区宮元町 1 丁目 9 番地 の 1
		(旧) 南区井土ケ 谷下町 3 番地 の 2		(旧) 南区井土ケ 谷下町 3 番地 の 2

横浜市告示第 4 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 12 月 1 日	株式会社サンウェルズ	石川県金沢市二宮町 15 番 13 号	サンウェルズ神大寺ヘルパーステーション	神奈川県神奈川区神大寺二丁目 39 番 25 号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 12 月 1 日	株式会社サンウェルズ	石川県金沢市二宮町 15 番 13 号	サンウェルズ神大寺訪問看護ステーション	神奈川県神奈川区神大寺二丁目 39 番 25 号

横浜市告示第 5 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 10 月 31 日	有限会社ソウマビルダー	神奈川県神奈川二丁目 14 番地の 1	有限会社ソウマビルダーしらゆり介護	神奈川県神奈川二丁目 14 番地の 1

2 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 11 月 30 日	株式会社ひかり	神奈川県菅田町 433 番地の 2	ひかり薬局東寺尾店	鶴見区東寺尾四丁目 16 番 20 号

3 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 10 月 31 日	社会福祉法人若竹大寿会	神奈川県羽沢町 550 番地の 1	横浜市片倉三枚地域ケアプラザ	神奈川県三枚町 199 番地の 4

4 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 6 年 12 月 1 日	医療法人光陽会	磯子区磯子二丁目 20 番 45 号	ハートケアつくし	磯子区広地町 7 番 12 号

5 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 11 月 30 日	株式会社ひかり	神奈川県菅田町 433 番地の 2	ひかり薬局東寺尾店	鶴見区東寺尾四丁目 16 番 20 号

6 介護予防事業者（介護予防認知症対応型通所介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 10 月 31 日	社会福祉法人若竹大寿会	神奈川県羽沢町 550 番地の 1	横浜市片倉三枚地域ケアプラザ	神奈川県三枚町 199 番地の 4

横浜市告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 6 年 11 月 1 日	株式会社 クラブマン	ユニパレ石川町	中区石川町 5 丁目 217 番地の 4	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 まつはし笑店	ラボメン	中区翁町 1 丁目 3 番地の 9	就労継続支援 B 型
同	C - D e s i g n 株式会社	C L A R A S	中区長者町 3 丁目 7 番地の 11	同行援護
同	一般社団法人 ラ・パン	うさぎと かめ	南区中里四丁目 1 番 16 号	生活介護
同	ようたつ株式会社	たいようの丘	戸塚区汲沢四丁目 18 番 19 号	共同生活援助
同	社会福祉法人 あゆみ会	生活介護事業所 おれんじ村工房	泉区岡津町 2, 942 番地の 3	生活介護
同	株式会社 ライトピア	ライトピア サポート	青葉区青葉台一丁目 5 番地の 4	居宅介護、重度訪問介護、行動援護
同	特定非営利活動法人 くすの木	くすの木	都筑区荏田南一丁目 20 番	居宅介護
同	株式会社 ALG	リライフ	都筑区仲町台一丁目 2 番 31 号	就労継続支援 B 型
令和 6 年 12 月 1 日	コムネット株式会社	コムネット株式会社 万葉寺のさと西寺尾	神奈川区西寺尾三丁目 21 番 5 号	生活介護
同	株式会社 M & H	にじげん横浜駅東口	西区平沼一丁目 38 番 3 号	就労継続支援 B 型
同	株式会社 ドリームライツ	ふじヶアヘルパーセッション 横浜	中区末吉町 4 丁目 71 番地の 3	居宅介護、重度訪問介護
同	I T グループ	リバイブ南	南区南太田一	就労継続支援

	株式会社 プ	太田	丁目 34 番 7 号	B 型
同	株式会社 N O L I M I T	ケアステーション Shin	南区吉野町 2 丁目 4 番地	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 メトロコム	ネコロボマ訪問介護センター 保土ヶ谷店	保土ヶ谷区今井町 519 番地の 75	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 社会福祉法人 横浜の里	ナビス氷取沢	磯子区氷取沢町 12 番地の 1	生活介護
同	株式会社 やらぎグループ	訪問介護 あい港北事務所	港北区大豆戸町 1,020 番地の 5	行動援護
同	株式会社 アリエ	A - S m i l e 戸塚	戸塚区吉田町 1,046 番地	居宅介護
同	株式会社 なみ	ペット共生者グループ	戸塚区汲沢六丁目 17 番 2 号	共同生活援助
同	一般社団法人 ソレイノダ	ケアサポーター まんま	旭区東希望が丘 236 番地の 15	重度訪問介護
同	C a c h i e n n a t i e 合同会社	訪問介護 事業所 いい . c o m	瀬谷区瀬谷二丁目 51 番地の 13	行動援護
同	S I ホール ディングス 株式会社	ソーシャル インクルーシブ ホーム 筧間	栄区筧間五丁目 34 番 23 号	共同生活援助
同	S I ホール ディングス 株式会社	ソーシャル インクルーシブ ホーム 飯田町 上飯田町	泉区上飯田町 2,790 番地の 1	共同生活援助
同	S I ホール ディングス 株式会社	短期入所 横浜上飯田町	泉区上飯田町 2,790 番地の 1	短期入所
同	株式会社 リハス	リハスワー クたまプラザ	青葉区美しが丘五丁目 1 番地の 52	就労継続支援 B 型
同	株式会社 レガート	ケアステーション つばめ	都筑区中川一丁目 19 番 27 号	行動援護
同	合同会社 カノン	カノン	都筑区茅ヶ崎南二丁目 20 番 14 号	就労継続支援 B 型

横浜市告示第 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和 6 年 9 月 30 日	有限会社 ジョイ	ジョイサポートセンター	磯子区磯子三丁目 6 番 32 号	重度訪問介護
令和 6 年 10 月 1 日	ホームエンゼル株式会社	ホームエンゼル株式会社訪問介護事業所	南区三春台 11 番地	居宅介護、重度訪問介護
令和 6 年 10 月 31 日	アースサポート株式会社	アースサポート横浜鶴見	鶴見区鶴見中央五丁目 11 番 2 号	居宅介護、重度訪問介護
同	A L S O K 介護株式会社	アミカ鶴見介護センター	鶴見区市場大和町 3 番 17 号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 アスモ介護サービス	アスモ介護サービス南	磯子区田中二丁目 1 番 2 号	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンターケ尾	青葉区市ケ尾町 1,063 番地の 1	居宅介護、重度訪問介護
令和 6 年 11 月 1 日	株式会社 エターナル	エターナル二俣川	旭区二俣川三丁目 85 番地の 3	重度訪問介護
令和 6 年 11 月 30 日	合同会社 イージースタイル	訪問介護ステーションすみれ	青葉区鴨志田町 814 番地の 14	居宅介護、重度訪問介護
同	ソーシャルインクルー株式会社	短期入所横浜上飯田町	泉区上飯田町 2,790 番地の 1	短期入所
同	ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム横浜上飯田町	泉区上飯田町 2,790 番地の 1	共同生活援助
同	ソーシャルインクルー株式会社	ソーシャルインクルーホーム横浜笹間	栄区笹間五丁目 34 番 23 号	共同生活援助

同	フロンテック株式会社	フロンテック横浜キャリアセンター	中区万代町 1 丁目 2 番地の 12	就労移行支援、就労定着支援
令和 6 年 12 月 1 日	株式会社エール福祉協会	エール福祉協会・中	中区千歳町 1 番地の 6	居宅介護、重度訪問介護
同	株式会社エール福祉協会	エール福祉協会・南	南区宮元町 3 丁目 59 番地	居宅介護、重度訪問介護
同	ミモザ株式会社	ミモザヘルパーズ横浜霧が丘	緑区霧が丘 5 丁目 25 番地の 1	重度訪問介護

横浜市告示第 8 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定に基づき、指定特定相談支援事業を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
令和 6 年 10 月 31 日	N P O 法人活動 ホームしもごう	相談支援事業所 しもごう	戸塚区戸塚町 2,30 4 番地の 4
令和 6 年 11 月 30 日	有限会社あゆみ	あゆみ	緑区台村町 296 番 地の 1
同	特定非営利活動 法人らいちょう	計画相談ヘリオ ス	青葉区市ケ尾町 51 8 番地の 1
令和 6 年 12 月 1 日	株式会社エター ナル	エターナル相談 支援室	都筑区茅ヶ崎中央 10 番 1 号

横 浜 市 告 示 第 9 号

指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 及 び 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 の 指 定

介 護 保 険 法 (平 成 9 年 法 律 第 123 号) 第 70 条 第 1 項 及 び 第 115 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 及 び 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

事 業 者 の 名 称	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
グ リ ー ン ラ イ フ 株 式 会 社	は び ね 横 浜	緑 区 十 日 市 場 町 876 番 地 の 8	令 和 7 年 1 月 1 日	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 、 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護

横浜市告示第 10 号

指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項及び第 115 条の 2 第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社東急イーライフデザイン	グランクレール 藤が丘	青葉区藤が丘一丁目 37 番地の 1	令和 7 年 1 月 1 日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

横 浜 市 告 示 第 11 号

横 浜 港 臨 港 地 区 内 の 分 区 の 指 定 の 一 部 改 正

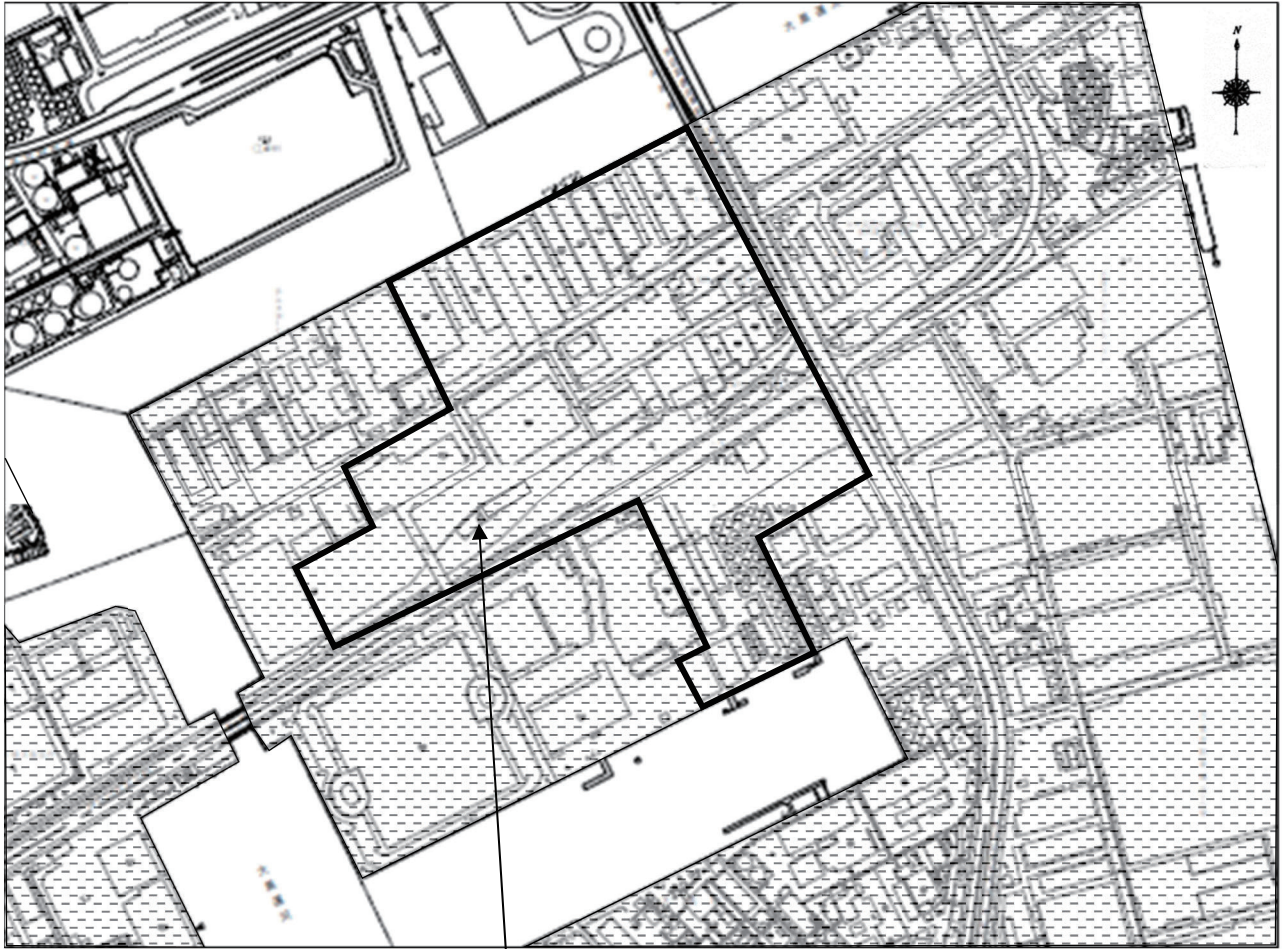
横 浜 港 臨 港 地 区 内 の 分 区 の 指 定 (昭 和 40 年 7 月 横 浜 市 告 示 第 148 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

令 和 7 年 1 月 15 日



横 浜 市 長 山 中 竹 春

別 紙 図 面 の 一 部 を 次 の よう に 改 め る 。

鶴見区大黒町の一部



変更：工業港区 約 17.2ha

凡 例	
	既工業港区
	新工業港区

公 告

横 浜 市 公 告 第 1 号

男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー 横 浜 、 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー 横 浜 南 及 び 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー 横 浜 北	戸 塚 区 上 倉 田 町 435 番 地 の 1	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 男 女 共 同 参 画 推 進 協 会 理 事 長 星 崎 雅 代	令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 令 和 12 年 3 月 31 日 ま で

横浜市公告第 2 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

M E G A ドン・キホーテ U N Y 横浜大口店
神奈川区神之木町 2 番 30 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

朝木ビルディング株式会社
代表取締役 朝木重和
神奈川区神之木町 2 番 30 号

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社 Y ・ s p a c e 代表取締役 渡辺 肇 東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 3 番地ほか 2 者	N I C リテールズ株式会社 代表取締役 近藤 純哉 東京都千代田区神田駿河台 4 丁目 3 番地ほか 2 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 11 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の名称変更のためほか

2 届出年月日

令和 6 年 12 月 17 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 3 号

公園の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公園の指定管理者として、次の者を指定した。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
平安公園（プール及び子供用プールに限る。）及び岸谷公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区日本橋蛸殻町 2 丁目 13 番 9 号	協栄グループ 代表者 株式会社協栄 代表取締役社長 山 田 賢 治	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
白幡仲町公園（子供用プールに限る。）及び六角橋公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区銀座 4 丁目 12 番 15 号	オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大 木 一 雄	同
横浜市こども植物園及び横浜市児童遊園地（教養施設を除く。）	中区日本大通 58 番地	公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 橋 本 健	同
川辺公園（プール及び子供用プールに限る。）、大貫谷公園（プール及び子供用プールに限る。）	東京都中央区銀座 4 丁目 12 番 15 号	オーエンスグループ 代表者 株式会社オーエンス 代表取締役社長 大 木 一 雄	同

<p>る。) 及び 鶴ヶ峰本町 公園 (プー ル 及び 子 供 用 プールに 限る。)</p>			
<p>洋光台南公 園 (プール 及び 子 供 用 プールに 限 る。)、 芦 名 橋 公 園 (子 供 用 プール に 限る。)、 磯子腰越公 園 (プール 及 び 子 供 用 プールに 限る。) 及 び 森 町 公 園 (プール 及 び 子 供 用 プールに 限る。)</p>	<p>東京都中央 区日本橋蛸 殻町 2 丁目 13 番 9 号</p>	<p>協栄グループ 代表者 株式会社協栄 代表取締役社長 山 田 賢 治</p>	<p>同</p>
<p>海の公園</p>	<p>中区日本大 通 58 番地</p>	<p>横浜市緑の協会・ 金沢臨海サービ スグループ 代表者 公益財団法人横 浜市緑の協会 理事長 橋 本 健</p>	<p>同</p>
<p>菊名池公園 (プールに 限る。) 及 び 綱 島 公 園 (プール及 び 子 供 用 プールの限 る。)</p>	<p>東京都中央 区銀座 4 丁 目 12 番 15 号</p>	<p>オーエンスグルー プ 代表者 株式会社オーエン ス 代表取締役社長 大 木 一 雄</p>	<p>同</p>

千草台公園 （プール及び 子供用プー ルに限る。 ））、茅ヶ 崎公園（プ ールに限る 。）及び山 崎公園（プ ール及び子 供用プール に限る。）	同	同	同
しらゆり公 園（プール 及び子供用 プールに限 る。）及び 宮沢町第二 公園（プー ル及び子供 用プールに 限る。）	東京都江東 区大島 1 丁 目 9 番 8 号	株式会社フクシ・ エンタープライズ 代表取締役社長 福士朝尋	同

横 浜 市 公 告 第 4 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
鴨 居 第 二 公 園	緑 区 鴨 居 三 丁 目 24 番	別 図 の と お り 922 m ²	立 入 禁 止	令 和 7 年 1 月 15 日 か ら 令 和 7 年 3 月 15 日 ま で

別 図 (省 略)

横浜市公告第 5 号

横浜自然観察の森の指定管理者の指定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、横浜自然観察の森の指定管理者として、次の者を指定した

。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

指定管理者		指定の期間
所在地	名称	
東京都品川区西五反田 3 丁目 9 番 23 号	公益財団法人日本野鳥の会 理事長 遠藤 孝 一	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで

横浜市公告第 6 号

市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 1 月 15 日

契約事務受任者

横浜市みどり環境局長 鈴木 貴 晶

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号	所在	施設名	貸付面積 (m ²)
07-14-001	青葉区寺家町 414 番地	寺家ふるさと村総合案内所四季の家	2.00
07-14-002	戸塚区舞岡町 2,83 2 番地	舞岡ふるさと村総合案内所虹の家	1.50

(3) 最低貸付料 (年額)

物件番号 07-14-001 134,100 円

物件番号 07-14-002 104,200 円

(4) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで (5 年)

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱 (以下「指名停止措置要綱」という。) に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、指名停止措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件 (入札物件) に飲料 (酒税法 (昭和 28 年法律第 6 号) による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。) 等を販売する自動販売機及び飲

料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。

- (5) 令和 4 年度及び令和 5 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 項の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。
- (7) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者でないこと。
- (9) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 2 月 10 日まで（午前 8 時 45 分から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時まで及び土日祝日を除く。）

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市みどり環境局農政部農政推進課（横浜市庁舎 23 階）

電話 045(671)2608

※ 横浜市ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/sonota/kankyo/>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和 7 年 2 月 3 日から令和 7 年 2 月 10 日まで（午前 8 時 45 分から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時まで及び土日祝日を除く。）

(2) 受付場所（持参）

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市みどり環境局農政部農政推進課（横浜市庁舎 23 階）

電話 045(671)2608

- 5 入札日時及び場所
令和 7 年 2 月 18 日 午前 10 時 30 分
中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市庁舎 23 階 N 02 会議室
- 6 入札保証金
免除
- 7 次の入札は無効とする。
 - (1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領における入札要領第 7 条に定める入札
- 8 契約書作成の可否
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

横浜市公告第 7 号

土地改良区の役員退任の届出

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定に基づき、横浜市都筑区都田第一土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

退任した役員 of 住所及び氏名

役員 of 別	住 所	氏 名
理 事	都筑区池辺町 1,733 番地の 1	田 丸 保 男

横浜市公告第 8 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区安善町 2 丁目 1 番の 1、1 番の 4、1 番の 5 及び 1 番の 6 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 その他

この公告により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 12 号に該当する。

横浜市公告第 9 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
保土ヶ谷区狩場町 295 番の 2 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 10 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 12 月 1 日	30288	イ メ ー ジ ラ イ フ カ ン パ ニ ー 有 限 会 社	高 見 学	(新) 旭 区 上 白 根 三 丁 目 18 番 14 号
				(旧) 緑 区 竹 山 一 丁 目 19 番 地 の 6

横浜市公告第 11 号

横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

横浜都市計画区域の区域

3 縦覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

(1) 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>

(2) 区の事務所

鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号

横浜市鶴見区役所総務部区政推進課

神奈川区広台太田町 3 番地の 8

横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

西区中央一丁目 5 番 10 号

横浜市西区役所総務部区政推進課

南区浦舟町 2 丁目 33 番地

横浜市南区役所総務部区政推進課
港南区港南四丁目 2 番 10 号
横浜市港南区役所総務部区政推進課
保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
横浜市旭区役所総務部区政推進課
磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
横浜市磯子区役所総務部区政推進課
金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号
横浜市金沢区役所総務部区政推進課
港北区大豆戸町 26 番地の 1
横浜市港北区役所総務部区政推進課
緑区寺山町 118 番地
横浜市緑区役所総務部区政推進課
青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4
横浜市青葉区役所総務部区政推進課
都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
横浜市都筑区役所総務部区政推進課
戸塚区戸塚町 16 番地の 17
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課
栄区桂町 303 番地の 19
横浜市栄区役所総務部区政推進課
泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号
横浜市泉区役所総務部区政推進課
瀬谷区二ツ橋町 190 番地
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 12 号

横浜国際港都建設計画都市再開発の方針の変更案の縦覧
横浜国際港都建設計画都市再開発の方針の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画都市再開発の方針

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

横浜都市計画区域の区域

3 縦覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

(1) 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>

(2) 区の事務所

鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号

横浜市鶴見区役所総務部区政推進課

神奈川区広台太田町 3 番地の 8

横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

西区中央一丁目 5 番 10 号

横浜市西区役所総務部区政推進課

南区浦舟町 2 丁目 33 番地

横浜市南区役所総務部区政推進課

港南区港南四丁目 2 番 10 号

横浜市港南区役所総務部区政推進課
保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
横浜市旭区役所総務部区政推進課
磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
横浜市磯子区役所総務部区政推進課
金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号
横浜市金沢区役所総務部区政推進課
港北区大豆戸町 26 番地の 1
横浜市港北区役所総務部区政推進課
緑区寺山町 118 番地
横浜市緑区役所総務部区政推進課
青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4
横浜市青葉区役所総務部区政推進課
都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
横浜市都筑区役所総務部区政推進課
戸塚区戸塚町 16 番地の 17
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課
栄区桂町 303 番地の 19
横浜市栄区役所総務部区政推進課
泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号
横浜市泉区役所総務部区政推進課
瀬谷区二ツ橋町 190 番地
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 13 号

横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備の方針

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

横浜都市計画区域の区域

3 縦覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

(1) 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsudoku/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>

(2) 区の事務所

鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号

横浜市鶴見区役所総務部区政推進課

神奈川区広台太田町 3 番地の 8

横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

西区中央一丁目 5 番 10 号

横浜市西区役所総務部区政推進課

南区浦舟町 2 丁目 33 番地

横浜市南区役所総務部区政推進課

港南区 港南四丁目 2 番 10 号
横浜市 港南区 役所 総務部 区政推進課
保土ヶ谷区 川辺町 2 番地 の 9
横浜市 保土ヶ谷区 役所 総務部 区政推進課
旭区 鶴ヶ峰一丁目 4 番地 の 12
横浜市 旭区 役所 総務部 区政推進課
磯子区 磯子三丁目 5 番 1 号
横浜市 磯子区 役所 総務部 区政推進課
金沢区 泥亀二丁目 9 番 1 号
横浜市 金沢区 役所 総務部 区政推進課
港北区 大豆戸町 26 番地 の 1
横浜市 港北区 役所 総務部 区政推進課
緑区 寺山町 118 番地
横浜市 緑区 役所 総務部 区政推進課
青葉区 市ヶ尾町 31 番地 の 4
横浜市 青葉区 役所 総務部 区政推進課
都筑区 茅ヶ崎中央 32 番 1 号
横浜市 都筑区 役所 総務部 区政推進課
戸塚区 戸塚町 16 番地 の 17
横浜市 戸塚区 役所 総務部 区政推進課
栄区 桂町 303 番地 の 19
横浜市 栄区 役所 総務部 区政推進課
泉区 和泉中央北五丁目 1 番 1 号
横浜市 泉区 役所 総務部 区政推進課
瀬谷区 二ツ橋町 190 番地
横浜市 瀬谷区 役所 総務部 区政推進課

横浜市公告第 14 号

横浜国際港都建設計画防災街区整備方針の変更案の縦覧
横浜国際港都建設計画防災街区整備方針の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画防災街区整備方針

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

横浜都市計画区域の区域

3 縦覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

(1) 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>

(2) 区の事務所

鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号

横浜市鶴見区役所総務部区政推進課

神奈川区広台太田町 3 番地の 8

横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

西区中央一丁目 5 番 10 号

横浜市西区役所総務部区政推進課

南区浦舟町 2 丁目 33 番地

横浜市南区役所総務部区政推進課

港南区港南四丁目 2 番 10 号

横浜市港南区役所総務部区政推進課
保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
横浜市旭区役所総務部区政推進課
磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
横浜市磯子区役所総務部区政推進課
金沢区泥亀二丁目 9 番 1 号
横浜市金沢区役所総務部区政推進課
港北区大豆戸町 26 番地の 1
横浜市港北区役所総務部区政推進課
緑区寺山町 118 番地
横浜市緑区役所総務部区政推進課
青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4
横浜市青葉区役所総務部区政推進課
都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
横浜市都筑区役所総務部区政推進課
戸塚区戸塚町 16 番地の 17
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課
栄区桂町 303 番地の 19
横浜市栄区役所総務部区政推進課
泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号
横浜市泉区役所総務部区政推進課
瀬谷区二ツ橋町 190 番地
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 15 号

横浜国際港都建設計画区域区分の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画区域区分の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区上山一丁目、鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、中山二丁目、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大榎町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内

3 縦覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所
 - (1) 横浜市ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>
 - (2) 区の事務所
鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号
横浜市鶴見区役所総務部区政推進課
神奈川区広台太田町 3 番地の 8
横浜市神奈川区役所総務部区政推進課
保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課
旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
横浜市旭区役所総務部区政推進課
磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
横浜市磯子区役所総務部区政推進課
港北区大豆戸町 26 番地の 1
横浜市港北区役所総務部区政推進課
緑区寺山町 118 番地
横浜市緑区役所総務部区政推進課
青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4
横浜市青葉区役所総務部区政推進課
都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
横浜市都筑区役所総務部区政推進課
戸塚区戸塚町 16 番地の 17
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課
栄区桂町 303 番地の 19
横浜市栄区役所総務部区政推進課
泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号
横浜市泉区役所総務部区政推進課
瀬谷区二ツ橋町 190 番地
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 16 号

横浜国際港都建設計画用途地域の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画用途地域の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区上山一丁目、鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、中山二丁目、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大柵町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内

3 縦覧期間

- 令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで
- 4 縦覧場所及び意見書提出先
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局企画部都市計画課
- 5 都市計画図書写しの閲覧期間
令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで
- 6 都市計画図書写しの閲覧場所

(1) 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>

(2) 区の事務所

鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号
横浜市鶴見区役所総務部区政推進課

神奈川区広台太田町 3 番地の 8
横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課

旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
横浜市旭区役所総務部区政推進課

磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
横浜市磯子区役所総務部区政推進課

港北区大豆戸町 26 番地の 1
横浜市港北区役所総務部区政推進課

緑区寺山町 118 番地
横浜市緑区役所総務部区政推進課

青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4
横浜市青葉区役所総務部区政推進課

都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
横浜市都筑区役所総務部区政推進課

戸塚区戸塚町 16 番地の 17
横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

栄区桂町 303 番地の 19
横浜市栄区役所総務部区政推進課

泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号
横浜市泉区役所総務部区政推進課

瀬谷区二ツ橋町 190 番地
横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 17 号

横浜国際港都建設計画高度地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画高度地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区上山一丁目、鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、中山二丁目、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大柵町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内

3 縦覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

(1) 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>

(2) 区の事務所

鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号

横浜市鶴見区役所総務部区政推進課

神奈川区広台太田町 3 番地の 8

横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9

横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課

旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12

横浜市旭区役所総務部区政推進課

磯子区磯子三丁目 5 番 1 号

横浜市磯子区役所総務部区政推進課

港北区大豆戸町 26 番地の 1

横浜市港北区役所総務部区政推進課

緑区寺山町 118 番地

横浜市緑区役所総務部区政推進課

青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4

横浜市青葉区役所総務部区政推進課

都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号

横浜市都筑区役所総務部区政推進課

戸塚区戸塚町 16 番地の 17

横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

栄区桂町 303 番地の 19

横浜市栄区役所総務部区政推進課

泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号

横浜市泉区役所総務部区政推進課

瀬谷区二ツ橋町 190 番地

横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 18 号

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更案
の縦覧

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、上白根町、下川井町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区鴨居町、鴨居一丁目、台村町及び寺山町地内、青葉区元石川町地内、都筑区池辺町、川向町、川和町及び東山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、汲沢町、小雀町、品濃町、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉町、岡津町及び上飯田町地内並びに瀬谷区阿久和南三丁目及び瀬谷町地内

3 縦覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

(1) 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki>

/04-zyuran-h/houteijyuurann.html

- (2) 区 の 事 務 所
- 鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号
 - 横浜市鶴見区役所総務部区政推進課
 - 神奈川区広台太田町 3 番地の 8
 - 横浜市神奈川区役所総務部区政推進課
 - 保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9
 - 横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課
 - 旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12
 - 横浜市旭区役所総務部区政推進課
 - 磯子区磯子三丁目 5 番 1 号
 - 横浜市磯子区役所総務部区政推進課
 - 港北区大豆戸町 26 番地の 1
 - 横浜市港北区役所総務部区政推進課
 - 緑区寺山町 118 番地
 - 横浜市緑区役所総務部区政推進課
 - 青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4
 - 横浜市青葉区役所総務部区政推進課
 - 都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号
 - 横浜市都筑区役所総務部区政推進課
 - 戸塚区戸塚町 16 番地の 17
 - 横浜市戸塚区役所総務部区政推進課
 - 栄区桂町 303 番地の 19
 - 横浜市栄区役所総務部区政推進課
 - 泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号
 - 横浜市泉区役所総務部区政推進課
 - 瀬谷区二ツ橋町 190 番地
 - 横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横浜市公告第 19 号

横浜国際港都建設計画緑化地域の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画緑化地域の変更案を作成したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画緑化地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区獅子ヶ谷三丁目地内、神奈川区片倉二丁目、神大寺四丁目、三枚町、菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、狩場町、川島町、新桜ヶ丘二丁目、常盤台及び峰沢町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿西町、今宿東町、上川井町、上白根町、川井宿町、川井本町、川島町、下川井町、都岡町、中沢一丁目、西川島町及び南本宿町地内、磯子区上中里町及び栗木三丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新羽町及び師岡町地内、緑区鴨居町、鴨居一丁目、北八朔町、台村町、寺山町、西八朔町及び三保町地内、青葉区鉄町、奈良町及び元石川町地内、都筑区池辺町、牛久保町、牛久保三丁目、牛久保東三丁目、荏田東町、大柵町、勝田町、川向町、川和町、茅ヶ崎町、茅ヶ崎東五丁目、中川五丁目、中川七丁目、中川八丁目、早渕二丁目、東山田町、東山田三丁目及び南山田町地内、戸塚区上倉田町、上品濃、上矢部町、川上町、汲沢町、小雀町、品濃町、名瀬町、原宿五丁目、東俣野町、深谷町及び舞岡町地内、栄区公田町地内、泉区和泉中央北一丁目、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目、和泉町、岡津町、上飯田町、下飯田町、下和泉四丁目、下和泉五丁目、新橋町、中田町、西が岡一丁目及び緑園三丁目地内並びに瀬谷区阿久和西三丁目、阿久和南三丁目、下瀬谷一丁目、瀬谷町、南瀬谷一丁目及び宮沢三丁目地内

3 縦覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 1 月 29 日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

(1) 横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/toshikeikaku/tetsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>

(2) 区の事務所

鶴見区鶴見中央三丁目 20 番 1 号

横浜市鶴見区役所総務部区政推進課

神奈川区広台太田町 3 番地の 8

横浜市神奈川区役所総務部区政推進課

保土ヶ谷区川辺町 2 番地の 9

横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課

旭区鶴ヶ峰一丁目 4 番地の 12

横浜市旭区役所総務部区政推進課

磯子区磯子三丁目 5 番 1 号

横浜市磯子区役所総務部区政推進課

港北区大豆戸町 26 番地の 1

横浜市港北区役所総務部区政推進課

緑区寺山町 118 番地

横浜市緑区役所総務部区政推進課

青葉区市ヶ尾町 31 番地の 4

横浜市青葉区役所総務部区政推進課

都筑区茅ヶ崎中央 32 番 1 号

横浜市都筑区役所総務部区政推進課

戸塚区戸塚町 16 番地の 17

横浜市戸塚区役所総務部区政推進課

栄区桂町 303 番地の 19

横浜市栄区役所総務部区政推進課

泉区和泉中央北五丁目 1 番 1 号

横浜市泉区役所総務部区政推進課

瀬谷区二ツ橋町 190 番地

横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 20 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、い ず み タ ウ ン 金 沢 文 庫 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 21 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 9 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 12 月 19 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
19.57 m
- 5 指定の場所
磯子区磯子二丁目 886 番の 2
- 6 申請者の氏名
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡良介

横 浜 市 公 告 第 22 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 11 ・ 11 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 12 月 20 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
43.76 m
- 5 指 定 の 場 所
港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 2,040 番 の 10
- 6 申 請 者 の 氏 名
横 山 要 子
横 山 淳 子

横 浜 市 公 告 第 23 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2024 ・ 13 ・ 4 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 6 年 12 月 20 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
34.60 m
- 5 指 定 の 場 所
戸 塚 区 汲 沢 八 丁 目 2,173 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 イン タ ー プ ラ ン
代 表 取 締 役 佐 々 木 博 生

横浜市公告第 24 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 9 月 22 日第 2023 開 704 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西区楠町 14 番地の 5
浜住研株式会社
代表取締役 齋藤善信
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
保土ヶ谷区桜ヶ丘一丁目 1 番の 1、1 番の 3 及び 6 番の 1 の各一部、7 番の 1、7 番の 2、7 番の 6 から 7 番の 26 まで、8 番の 4 の一部、9 番の 2 の一部、14 番の 1、14 番の 3 の一部、14 番の 5 の一部並びに 14 番の 29 から 14 番の 31 まで

横 浜 市 公 告 第 25 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 11 月 24 日 第 2023 開 1407 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
瀬 谷 区 三 ツ 境 16 番 地 の 1
株 式 会 社 丸 三
代 表 取 締 役 和 田 崇
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 阿 久 和 東 二 丁 目 2 番 の 2 及 び 2 番 の 31 から 2 番 の 48 ま で

横 浜 市 公 告 第 26 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 1 月 31 日 第 2023 開 1721 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 武 蔵 野 市 吉 祥 寺 北 町 1 丁 目 29 番 1 号
兼 六 土 地 建 物 株 式 会 社
代 表 取 締 役 鍵 市 佳 克
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 あ ざ み 野 四 丁 目 28 番 の 1 及 び 28 番 の 72 から 28 番 の 75 ま で

横 浜 市 公 告 第 27 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 4 月 15 日 第 2023 開 1323 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 不 老 町 2 丁 目 9 番 地 の 2
株 式 会 社 リ ハ ー ク ス
代 表 取 締 役 佐 々 木 康 夫
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
戸 塚 区 上 矢 部 町 2,336 番 の 3 及 び 2,336 番 の 25 から 2,336 番 の
31 ま で

横 浜 市 公 告 第 28 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 6 年 8 月 23 日 第 2024 開 1405 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
株 式 会 社 東 栄 住 宅
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 阿 久 和 西 三 丁 目 44 番 の 1 及 び 44 番 の 10 から 44 番 の 22 ま で

横浜市公告第 29 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 40・144 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 12 月 24 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
5.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
83.20 m
- 5 廃止の場所
旭区市沢町 630 番の 3 地先から 885 番の 41 地先まで及び 885 番の 39 地先から 885 番の 41 地先まで

横浜市公告第 30 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 43・48 号
- 2 廃止年月日
令和 7 年 1 月 6 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m 及び 6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
170.49 m
- 5 廃止の場所
栄区中野町 1,058 番の 14 地先から 1,059 番の 21 地先まで及び栄区中野町 1,060 番の 10 地先から 1,065 番の 3 地先まで

横浜市公告第 31 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和 6 年 12 月 24 日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
21.46 m
- 4 廃止の場所
旭区今宿東町 875 番の 2 の一部

横浜市公告第 32 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和 6 年 12 月 18 日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
11.23 m
- 4 廃止の場所
港北区仲手原一丁目 496 番の 26 の一部

横 浜 市 公 告 第 33 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 理 事 の 氏 名 及 び 住 所

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 29 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 泉 ゆ め が 丘 土 地 区 画 整 理 組 合 か ら 、 次 の と お り 理 事 の 氏 名
及 び 住 所 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

退 任 し た 理 事

氏 名	住 所
大 川 康 夫	泉 区 下 飯 田 町 463 番 地

横浜市公告第 34 号

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画変更の決定

横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

その関係図書は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 10 項の規定により、横浜市都市整備局市街地整備部綱島駅東口周辺開発事務所において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市長 山中竹春

- 1 土地区画整理事業の名称
横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
横浜市
- 3 施行地区
港北区綱島東一丁目及び綱島東二丁目の各一部
- 4 事業施行期間
平成 29 年 2 月 15 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 事務所の所在地
港北区綱島西一丁目 8 番 9 - 501 号
- 6 事業計画決定年月日
平成 29 年 2 月 15 日
- 7 事業計画変更年月日
令和 7 年 1 月 15 日
- 8 縦覧時間
午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。）

横浜市公告第 35 号

横浜港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、横浜港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜港港湾管理者 横浜市

代表者

横浜市長 山中竹春

1 港湾計画の変更の概要

平成 26 年 12 月 15 日横浜市公告第 915 号によりその概要を公告した横浜港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 専用埠頭計画

専用岸壁（廃止）

地区名	水深 (メートル)	バース数
本牧地区	8	岸壁 1 バース 延長 270 m

(2) 土地利用計画

土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
鶴見地区	1	埠頭用地
	785	工業用地
	8	都市機能用地
	17	交通機能用地
	2	緑地

2 港湾計画の縦覧の場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市港湾局政策調整部政策調整課

区 告 示

旭区告示第 35 号（令和 6 年 12 月 18 日 掲 示 済）

地 縁 による 団 体 の 認 可

地 方 自 治 法（昭 和 22 年 法 律 第 67 号）第 260 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す
る 地 縁 による 団 体 と し て、次 の と お り 認 可 し た。

令 和 6 年 12 月 18 日

横 浜 市 旭 区 長 権 藤 由 紀 子

1 名 称

市 沢 上 町 内 会

2 規 約 に 定 め る 目 的

民 主 主 義 の 精 神 に 基 づ き、会 員 の 共 同 生 活 を 通 じ、会 員 相 互 の
親 睦 と 福 祉 を 増 進 し、も っ て 地 域 社 会 の 向 上 発 展 を 図 る こ と。

3 区 域

旭 区 市 沢 町 476 番 地 か ら 564 番 地 ま で、614 番 地 か ら 682 番 地
ま で、719 番 地 か ら 781 番 地 ま で、785 番 地 か ら 857 番 地 ま で、
872 番 地 か ら 885 番 地 の 10 ま で、885 番 地 の 12、及 び 995 番 地 か
ら 1,209 番 地 ま で の 区 域

4 主 たる 事 務 所 の 所 在 地

旭 区 市 沢 町 805 番 地

5 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所

増 田 寿 徳

旭 区 市 沢 町 726 番 地

6 裁 判 所 に よ る 代 表 者 の 職 務 執 行 停 止 の 有 無 並 び に 職 務 代 行 者 の
選 任 の 有 無

無

7 代 理 人 の 有 無

無

8 認 可 年 月 日

令 和 6 年 12 月 18 日

保土ヶ谷区告示第 11 号（令和 6 年 12 月 25 日 掲 示 済）

避難指示の解除

令和 6 年 6 月 18 日に発令した避難指示については、次のとおり解除する。

令和 6 年 12 月 25 日

横浜市保土ヶ谷区長 神 部 浩

- 1 避難指示日時及び対象地域
避難指示日時 令和 6 年 6 月 18 日 午後 8 時 00 分
対象地域 保土ヶ谷区上菅田町の一部
- 2 避難指示を解除する日時
令和 6 年 12 月 25 日 午前 9 時 00 分

区 公 告

戸塚区公告第 204 号（令和 6 年 12 月 24 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 6 年 12 月 24 日

横浜市戸塚区長 近 藤 武

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 31 — 29 浜 横浜	令和 3 年 1 月 28 日

消 防 局

消 防 局 公 告 第 1 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 (昭 和 25 年 法 律 第 261 号) 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 6 年 12 月 23 日 懲 戒 処 分 に 付 し た
。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 消 防 局 長 平 中

隆

所 属	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
泉 消 防 署	消 防 吏 員	小 松 義 宜	減 給 10 分 の 1 2 箇 月
神 奈 川 消 防 署	消 防 吏 員	小 山 修	戒 告
港 北 消 防 署	消 防 吏 員	長 嶋 好 一	戒 告

消防局公告第 2 号

横浜市民防災センターにおける空地活用事業者の募集に
関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 1 月 15 日

契約事務受任者

横浜市消防局長 平 中 隆

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

横浜市民防災センターにおける空地活用

(2) 物件の所在等

物件番号	所在地 (施設名)	貸付面積 (㎡)
06-21-002 ~ 005	神奈川県沢渡 4 番地の 7 横浜市民防災センター	33.0

(3) 最低貸付料 (年額)

物件番号 06-21-002 ~ 005 各 50,000 円

(4) 貸付期間

ア 物件番号 06-21-002

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日のうち午前 9 時から午後 5 時まで

イ 物件番号 06-21-003

令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日のうち午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 物件番号 06-21-004

令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 12 月 28 日のうち午前 9 時から午後 5 時まで

エ 物件番号 06-21-005

令和 8 年 1 月 4 日から令和 8 年 3 月 31 日のうち午前 9 時から午後 5 時まで

(5) 入札に付する条件

横浜市民防災センターにおける空地活用事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

入札参加者は、入札日 (ただし、基準日を別に定める場合を除く。) において、次に掲げる資格を全て満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一

般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者

- (3) 国税及び市税の滞納がないこと。
- (4) 施設の建設、原状回復及び事業の運営等に必要な資力を備えており、本市が指定する期日までに公有財産貸付契約を締結し、貸付料の支払いが可能であること。
- (5) 貸付公募実施要項の内容を遵守し、事業計画を適切に行えること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属するものでないこと。
- (7) 貸付公募実施による貸付料入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

3 横浜市民防災センター空地活用事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 2 月 14 日まで（午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 交付場所

保土ヶ谷区川辺町 2 番地 20

横浜市消防局総務部総務課（本部庁舎 7 階）

電話 045(334)6523

※ 横浜市ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/sonota/shobo/kuchikatsuyo2.html>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和 7 年 2 月 4 日から令和 7 年 2 月 14 日まで（午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時まで並びに日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

保土ヶ谷区川辺町 2 番地 20

横浜市消防局総務部総務課（本部庁舎 7 階）

電話 045(334)6523

(3) 申込方法

持参による。

※ 電話、郵送による受付は行わない。

5 入札日時及び場所

令和 7 年 2 月 26 日 午後 2 時

保土ヶ谷区川辺町 2 番地 20

横浜市消防局 入札室（本部庁舎 2 階）

6 入札保証金
免除

7 次の各号の一つに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者の入札
- (2) 入札事項を記載しない入札書又は一定の数字をもって金額を表示しない入札書による入札
- (3) 同一物件の入札について、2 通以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (5) 入札者の記名押印のない入札書による入札
- (6) 要領が不明確な入札書による入札
- (7) 入札に関し、不正行為があった者の入札
- (8) 最低入札価格に達しない貸付料で入札した者の入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める公有財産賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

水道局

水道局公告第 1 号

水道局所有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀一

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

水道局所有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (m ²)
南区南太田四丁目 225 番の 24 外	宅地	5,129.40

(3) 最低入札価格 (月額)

2,231,289 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

横浜市水道局旧南営業所用地借受事業者募集要領 (以下「募集要領」という。) による。

(5) 貸付期間

賃貸借期間の始期から 30 年間 (本件借地権は借地借家法 (平成 3 年法律第 90 号) 第 23 条第 1 項に定める事業用定期借地権であり、契約更新及び建物の再築による存続期間の延長はなく、水道局が妥当であると判断した場合に限り賃貸借期間の延長可能)

(6) 入札に付す条件

募集要領による。

2 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 6 月 20 日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日 (以下「日曜日等」という。) を除く午前 8 時 45 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで)

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市水道局事業推進部資産活用課 (横浜市庁舎 20 階)

電話 045(671)3658

※横浜市ホームページ (次のアドレス) からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suido-gesui/suido/baikyaku/koubo-minami.html>

3 入札参加資格

募集要領の内容を遵守し、確実に事業を実施していく資力及び信用を有し、本物件で行う主要事業の企画・運営等の実績があり、自ら整備、運営する法人又は複数の法人で構成されるグループ。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 経営不振の状況（破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始又は手形取引停止処分がなされている状況をいう。）にある者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- (6) 横浜市指名停止等措置要綱（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止措置を受けている者
- (7) 直近 1 か年が債務超過の者（資産総額から負債総額を減じた値がマイナスになっている状態のこと。）
- (8) 国税、地方税を滞納している者

4 入札参加の手続

当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各 1 部用意し、受付期間内に宛先まで一般書留又は簡易書留にて郵送すること。

- (1) 必要書類
募集要領による。
- (2) 受付期間
令和 7 年 1 月 15 日から令和 7 年 6 月 20 日まで（当日消印有効）
- (3) 宛先

〒 231 - 0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市庁舎 20 階
横浜市水道局事業推進部資産活用課

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和 7 年 7 月 14 日まで（当日消印有効）
一般書留又は簡易書留にて郵送すること。
（宛先）〒231 - 0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市庁舎 20 階
横浜市水道局事業推進部資産活用課

(2) 開札

令和 7 年 7 月 22 日 午前 10 時
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市庁舎 20 階 会議室

6 入札保証金

入札者は、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、横浜市水道局が発行する納入通知書により横浜市水道局出納取扱金融機関又は横浜市水道局収納取扱金融機関に納付すること。

入札保証金の領収書の写しを入札書と共に横浜市水道局に郵送する必要があるため、入札書の郵送前に納付しておくこと。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第 3 項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 一般競争入札参加申込書を提出していない者が行った入札
- (3) 入札保証金が入札金額の 100 分の 5 に満たない入札
- (4) 入札保証金の振込領収書の提示のない入札
- (5) 本物件に対して行った 2 通以上の入札
- (6) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (7) 最低入札価格に達しない入札
- (8) 入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札
- (9) 入札書に入札者の所在地、名称及び代表者名の記入並びに押印のない入札
- (10) 不正の行為があった入札
- (11) その他当局が入札書不完全と認めた入札

8 予約金及び契約保証金

賃料の 12 か月分に相当する金額（入札保証金を差し引いた金額）を、横浜市水道局が発行する納入通知書により、予約契約締結と同時に納付すること（予約金の全額は契約保証金に充当される）。

9 賃料の納入方法

横浜市水道局が発行する納入通知書により、当該月の末日までに納付すること。

なお、納入期限が日曜日等及び金融機関休業日に当たるときは、納入期限直前の日曜日等及び金融機関休業日でない日を納入期限とすること。

10 その他

詳細は募集要領による。

交通局

交通局告示第 1 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 で準用する
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した

。

令和 7 年 1 月 15 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

指定公金事務取扱者の名称	指定公金事務取扱者の所在地	指定公金事務取扱者に係る委託事務の納める歳入	指定公金事務取扱者の指定日	収納事務の委託した日	指定公金事務取扱者と指定する期間
横浜港大さ ん橋国際客 船ターミナル 指 定 者 横 浜 協 会	中区海岸通 1 丁目 1 番 地 2 (取扱場所 中区海岸通 1 丁目 4 番 地 1 番 港 国際客ター ミナル)	地域限定共 通 1 日乗車 券の発売に 係る収入	令和 6 年 12 月 1 日	令和 6 年 12 月 1 日	—

医療局病院経営本部

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 6 年 12 月 27 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

医療局病院経営本部規程第 19 号（令和 6 年 12 月 27 日 掲 示 済）

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

横浜市医療局病院経営本部職員の特殊勤務手当に関する規程（平成 17 年 3 月 病院経営局規程第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「短時間勤務職員」の次に「等」を加え、同条中「に月額で支給される第 3 条に規定する手当の額については、当該手当の額」を「の別表の 7 及び 8 の項に規定する特殊勤務手当の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額」に、「病院事業管理者が定める短時間勤務職員」を「病院事業管理者が定める同条第 6 項及び第 8 項に規定する職員」に改め、「平成 17 年 3 月 病院経営局規程第 8 号」の次に「。以下「就業規程」という。」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の別表の 7 及び 8 の項に規定する特殊勤務手当の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、就業規程第 16 条第 8 項の規定により病院事業管理者が定める当該育児短時間勤務職員等の 1 週間当たりの勤務時間を、同条第 1 項の規定により病院事業管理者が定める同条第 6 項及び第 8 項に規定する職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。別表に次のように加える。

<p>9 病院に勤務する医師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる集中治療室及び高度治療室の診療管理業務に従事</p>	<p>勤務 1 回 3,500 円</p>	<p>1 その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合、左記の額に 3,800 円を加算する。 2 当該手当の支給対象となる職員は、病院事業管理者</p>
--	---------------------------	---

した 場 合		が 別 に 定 め る 集 中 治 療 室 及 び 高 度 治 療 室 に お い て 左 記 の 業 務 に 従 事 し た 職 員 に 限 る 。
--------	--	---

附 則

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、この規程による改正後の別表の規定は、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 1 号

横 浜 市 山 内 図 書 館 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に
基 づ き 、 横 浜 市 山 内 図 書 館 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た
。

令 和 7 年 1 月 15 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
戸 塚 区 品 濃 町 881 番 地 の 16	有 隣 堂 グ ル ー プ 代 表 者 株 式 会 社 有 隣 堂 代 表 取 締 役 社 長 松 信 健 太 郎	令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 令 和 12 年 3 月 31 日 ま で

市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 10 号（令和 6 年 12 月 23 日 掲 示 済）

補欠選挙を行うべき事由の発生

横浜市議会議員遊佐大輔が、令和 6 年 12 月 20 日に辞職したことに
伴い、横浜市議会議員南区選挙区における議員の欠員の数が、公職
選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 1 項第 6 号に該当し、
横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和 6 年 12 月 23 日

横浜市選挙管理委員会

横浜市選挙管理委員会告示第 12 号（令和 6 年 12 月 25 日 掲 示 済）
選挙人名簿の登録についての被登録資格の決定の基準と
なる日等

横浜市議会議員南区選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和 25
年法律第 100 号）第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿への登録の
被登録資格の決定の基準となる日は、次のとおりとする。
令和 6 年 12 月 25 日

横浜市選挙管理委員会

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
令和 7 年 1 月 30 日
ただし、年齢については選挙の期日とする。
- 2 登録を行う日
令和 7 年 1 月 30 日

区選挙管理委員会

戸塚区選挙管理委員会告示第 20 号（令和 6 年 12 月 16 日 掲 示 済）

委員長等の氏名

令和 6 年 12 月 16 日 次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 12 月 16 日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

委員長

網 本 敏 明

委員長職務代理者

大 山 勲 夫

栄区選挙管理委員会告示第 19 号（令和 6 年 12 月 16 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 12 月 16 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 12 月 16 日

横浜市栄区選挙管理委員会

委員長

大 石 健 司

委員長職務代理者

長 瀬 潔

泉区選挙管理委員会告示第 16 号（令和 6 年 12 月 16 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 12 月 16 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 12 月 16 日

横浜市泉区選挙管理委員会

委員長

木村 郁子

委員長職務代理者

高梨 勉

神奈川県選挙管理委員会告示第 18 号（令和 6 年 12 月 20 日 掲 示 済）

委員長等の氏名

令和 6 年 12 月 20 日 次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 12 月 20 日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

委員長

花 村 一 夫

委員長職務代理者

兩 宮 政 治

鶴見区選挙管理委員会告示第 17 号（令和 6 年 12 月 23 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 12 月 21 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 12 月 23 日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

委員長

吉野敏昭

委員長職務代理者

横山祐一

鶴見区選挙管理委員会告示第 18 号（令和 6 年 12 月 23 日 掲 示 済）

委員の補欠

令和 6 年 12 月 9 日 本委員会委員長 木村 泰一郎 が死亡したので、令和 6 年 12 月 23 日 本委員会に次の者を補欠した。

令和 6 年 12 月 23 日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

仁 科 隆 治

西区選挙管理委員会告示第 17 号（令和 6 年 12 月 23 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 12 月 21 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 12 月 23 日

横浜市西区選挙管理委員会

委員長

中 村 専 太 郎

委員長職務代理者

内 海 達 夫

中区選挙管理委員会告示第 15 号（令和 6 年 12 月 23 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 12 月 21 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 12 月 23 日

横浜市中区選挙管理委員会

委員長

福井正隆

委員長職務代理者

織茂圭賛

磯子区選挙管理委員会告示第 15 号（令和 6 年 12 月 23 日揭示済）

委員長等の氏名

令和 6 年 12 月 21 日次の者が、本委員会委員長及び委員長職務代理者に就任した。

令和 6 年 12 月 23 日

横浜市磯子区選挙管理委員会

委員長

飯村孝志

委員長職務代理者

安井誠

市会

令和 6 年 第 4 回 市会 定例会 会議事項 (第 1 日)

- 1 開会日時 11 月 29 日 午前 10 時 00 分
- 2 出席議員 82 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

11 月 29 日から 12 月 19 日までの 21 日間と決定

市第 54 号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

以上関係常任委員会に付託

市第 54 号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

以上(付託分)委員会報告どおり原案可決

- 4 散会時刻 午前 11 時 21 分

令和 6 年 第 4 回 市 会 定 例 会 議 事 項 (第 2 日)

- 1 開 会 日 時 12 月 6 日 午 前 10 時 00 分
- 2 出 席 議 員 85 人
- 3 会 議 の て ん 末 次 の と お り

- 市 報 第 17 号 市 営 住 宅 使 用 料 支 払 請 求 事 件 に 係 る 訴 え の 提 起、市 営 住 宅 等 使 用 料 支 払 請 求 即 決 和 解 事 件 に 係 る 和 解 及 び 市 営 住 宅 使 用 料 支 払 請 求 調 停 事 件 に 係 る 調 停 に つ い て の 専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 18 号 自 動 車 事 故 等 に つ い て の 損 害 賠 償 額 の 決 定 の 専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 19 号 変 更 契 約 の 締 結 に つ い て の 専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 20 号 和 解 の 専 決 処 分 報 告
- 市 報 第 21 号 横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て の 専 決 処 分 報 告

以 上 5 件 報 告

- 市 第 55 号 議 案 横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 56 号 議 案 横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 57 号 議 案 横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 58 号 議 案 横 浜 市 福 祉 の ま ち づ く り 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 59 号 議 案 横 浜 市 生 活 保 護 法 に 基 づ く 保 護 施 設 の 設 備 及 び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 60 号 議 案 横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 61 号 議 案 横 浜 市 狭 あ い 道 路 の 整 備 の 促 進 に 関 す る 条 例 等 の 一 部 改 正
- 水 第 3 号 議 案 横 浜 市 水 道 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 62 号 議 案 末 吉 橋 第 316 号 線 等 市 道 路 線 の 認 定 及 び 廃 止
- 市 第 63 号 議 案 可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 用 自 動 車 の 取 得
- 市 第 64 号 議 案 西 区 み な と み ら い 六 丁 目 所 在 市 有 土 地 の 処 分
- 市 第 65 号 議 案 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 66 号 議 案 庁 舎 駐 車 場 の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 67 号 議 案 地 区 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 68 号 議 案 公 会 堂 の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 69 号 議 案 市 民 ギ ャ ラ リ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定

市第 70 号議案	区民文化センターの指定管理者の指定
市第 71 号議案	斎場の指定管理者の指定
市第 72 号議案	横浜市救急医療センターの指定管理者の指定
市第 73 号議案	横浜自然観察の森の指定管理者の指定
市第 74 号議案	公園の指定管理者の指定
市第 75 号議案	道路附属物自動車駐車場の指定管理者の指定
市第 76 号議案	横浜市立図書館の指定管理者の指定
市第 77 号議案	市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指定管理者の指定の変更
市第 78 号議案	当せん金付証票発売の限度額
市第 79 号議案	さかえ住宅（仮称）建替工事（第 1 工区建築工事）請負契約の締結
市第 80 号議案	さかえ住宅（仮称）建替工事（第 2 工区建築工事）請負契約の締結
市第 81 号議案	末吉橋（鶴見川）架替工事（上部工）請負契約の締結
市第 82 号議案	矢向小学校建替工事（第 1 工区建築工事）請負契約の締結
市第 83 号議案	吉原小学校建替工事（第 1 工区建築工事）請負契約の締結
市第 84 号議案	瀬谷小学校建替工事（第 2 工区建築工事）請負契約の締結
市第 85 号議案	令和 6 年度横浜市一般会計補正予算（第 4 号）

以上 32 件関係常任委員会に付託

4 散会時刻 午後 0 時 27 分

令和 6 年 第 4 回 市会 定例会 会議事項 (第 3 日)

- 1 開議日時 12 月 11 日 午前 10 時 00 分
- 2 出席議員 84 人
- 3 会議のてん末 次のとおり

一般質問

伊波俊之助君、市来栄美子君、大岩真善和君、坂井太君、大和田あきお君、福地茂君、長谷川琢磨君、二井くみよ君、井上さくら君、荻原隆宏君、長谷川えつこ君、大野トモイ君

- 4 散会時刻 午後 6 時 29 分

令和 6 年 第 4 回 市 会 定 例 会 議 事 項 (第 4 日)

- 1 開 会 日 時 12 月 19 日 午 後 2 時 00 分
- 2 出 席 議 員 86 人
- 3 会 議 の て ん 末 次 の と お り

- 市 第 55 号 議 案 横 浜 市 行 政 手 続 に お け る 特 定 の 個 人 を 識 別 す
る た め の 番 号 の 利 用 等 に 関 す る 法 律 の 施 行 に
関 す る 条 例 の 一 部 改 正
- 水 第 3 号 議 案 横 浜 市 水 道 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 76 号 議 案 横 浜 市 立 図 書 館 の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 85 号 議 案 令 和 6 年 度 横 浜 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号
)
- 市 第 60 号 議 案 横 浜 市 生 活 環 境 の 保 全 等 に 関 す る 条 例 の 一 部
改 正
- 市 第 66 号 議 案 庁 舎 駐 車 場 の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 56 号 議 案 横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 64 号 議 案 西 区 み な と み ら い 六 丁 目 所 在 市 有 土 地 の 処 分
- 市 第 57 号 議 案 横 浜 市 地 区 セ ン タ ー 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 58 号 議 案 横 浜 市 福 祉 の ま ち づ く り 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 59 号 議 案 横 浜 市 生 活 保 護 法 に 基 づ く 保 護 施 設 の 設 備 及
び 運 営 の 基 準 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正
- 市 第 61 号 議 案 横 浜 市 狭 あ い 道 路 の 整 備 の 促 進 に 関 す る 条 例
等 の 一 部 改 正
- 市 第 62 号 議 案 末 吉 橋 第 316 号 線 等 市 道 路 線 の 認 定 及 び 廃 止
- 市 第 63 号 議 案 可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 用 自 動 車 の 取 得
- 市 第 65 号 議 案 男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 67 号 議 案 地 区 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 68 号 議 案 公 会 堂 の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 69 号 議 案 市 民 ギ ャ ラ リ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 70 号 議 案 区 民 文 化 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 71 号 議 案 斎 場 の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 72 号 議 案 横 浜 市 救 急 医 療 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 73 号 議 案 横 浜 自 然 観 察 の 森 の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 74 号 議 案 公 園 の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 75 号 議 案 道 路 附 属 物 自 動 車 駐 車 場 の 指 定 管 理 者 の 指 定
- 市 第 77 号 議 案 市 営 住 宅 及 び 共 同 施 設 並 び に 改 良 住 宅 及 び 地
区 施 設 の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更
- 市 第 78 号 議 案 当 せ ん 金 付 証 票 発 売 の 限 度 額

- 市第 79 号議案 さかえ住宅（仮称）建替工事（第 1 工区建築工事）請負契約の締結
- 市第 80 号議案 さかえ住宅（仮称）建替工事（第 2 工区建築工事）請負契約の締結
- 市第 81 号議案 末吉橋（鶴見川）架替工事（上部工）請負契約の締結
- 市第 82 号議案 矢向小学校建替工事（第 1 工区建築工事）請負契約の締結
- 市第 83 号議案 吉原小学校建替工事（第 1 工区建築工事）請負契約の締結
- 市第 84 号議案 瀬谷小学校建替工事（第 2 工区建築工事）請負契約の締結

以上 32 件（付託分）委員会報告どおり原案可決

- 請願第 15 号 開かれた市庁舎に向けた改善提案について
- 請願第 17 号 保育・子育て支援施策の拡充等について
- 請願第 14 号 地方自治法第 100 条の調査権を有する委員会の設置について
- 請願第 16 号 横浜市監査委員条例の改正について
- 請願第 12 号 市予算による少人数学級の拡大等について
- 請願第 13 号 小学校給食費の無償化について

以上 6 件（付託分）委員会報告どおり不採択

- 議第 8 号議案 国立大学法人運営費交付金等の基盤的経費の充実に関する意見書の提出

以上委員会付託を省略、即決にて原案可決

- 市第 86 号議案 令和 6 年度横浜市一般会計補正予算（第 5 号）

以上関係常任委員会に付託

- 市第 86 号議案 令和 6 年度横浜市一般会計補正予算（第 5 号）

以上（付託分）委員会報告どおり原案可決

- 市第 87 号議案 横浜市人事委員会委員の選任

以上委員会付託を省略、即決にて同意

閉会中継続審査

委員会所管事務 24 件は、いずれも閉会中継続審査とした。

4 散会時刻 午後 3 時 25 分